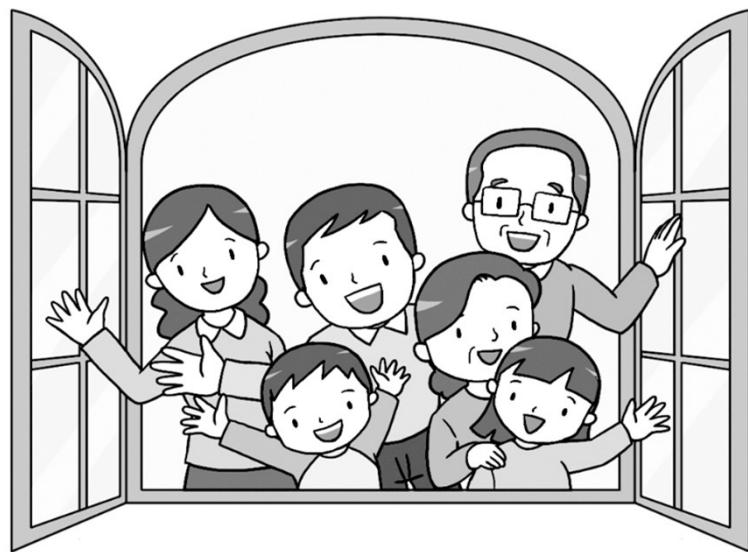


第 51 回

宍粟市国民健康保険運営協議会



令和 8 年 1 月

宍粟市

市民課・税務課・保健福祉課

資料目次

1 令和8年度国民健康保険事業計画（案）	別紙
2 宍粟市における保険税率の決定（市町村の役割）	1～3
3 標準保険料率算定結果比較表	4～7
4 令和8年度税制改正大綱等による改正（案）について	8～9
5 宍粟市国民健康保険事業基金の状況	10
6 国民健康保険加入被保険者数等の状況	11～12
7 保険給付費の状況	13
8 特定健診・特定保健指導受診率の推移	14～15
9 第3期データヘルス計画個別保健事業実績	16～19
10 マイナ保険証利用登録状況及び利用率	20～21

【別添資料】当日配布

- 1 令和8年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）
- 2 令和8年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）
- 3 令和8年度年税比較
- 4 宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移



宍粟市における保険税率の決定（市町村の役割）

毎年1月中旬に兵庫県から市町ごとの事業費納付金と標準保険料率が示され、それを元に宍粟市国保で事業状況、財政状況等を踏まえて、翌年度の保険税率を決定しています。

令和8年度標準保険料率と令和7年度宍粟市の現在税率

		所得割	均等割	18歳以上 均等割	平等割
令和8年度 兵庫県提示の 標準保険料率	医療分	7.46%	32,430円	－	20,854円
	支援分	3.11%	13,431円	－	8,637円
	介護分	2.74%	13,982円	－	6,962円
	(新規)子ども分	0.29%	1,279円	74円	824円
令和7年度 宍粟市税率	医療分	7.35%	30,400円	－	21,000円
	支援分	3.02%	11,900円	－	7,700円
	介護分	2.62%	13,300円	－	6,300円

基礎賦課分	国保被保険者の医療給付費など国保制度運営分
後期高齢者 支援金等賦課分	後期高齢者医療制度を現役世代で支えるための支援金分
介護納付金賦課分	介護保険制度運営分 介護保険2号被保険者（40歳～64歳）のみ対象
子ども・子育て支援 納付金賦課分	【令和8年度から創設】 子育て世帯に対する給付の拡充を全世代で支えるための支援金分

※ 事業費納付金として県へ納めた分の内、支援分・介護分・子ども分は社会保険診療報酬支払基金を通じて、各保険者や事業主体に交付される。

（支援分：後期高齢者広域連合、介護分：市町村、子ども・子育て分：市町村など）

算定方式（3方式）		
所得割	被保険者毎の所得にかかる国保税	応能割
均等割	加入者にかかる国保税	
18歳以上均等割	18歳以上の加入者にかかる国保税（子ども・子育て支援分のみ）	応益割
平等割	世帯にかかる国保税	

※18歳以上均等割は、18歳未満の加入者にかかる子ども分の均等割額を全額軽減するためにその軽減分を18歳以上の加入者で負担するものです。

公的医療保険制度
加入者の皆様へ

こども・子育て世帯を応援！

こどもまんが
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度が開始します



「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため、**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて**拠出**いただきますが

実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。



支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得**に応じて異なりますが、

全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。



詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください



※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

こどもまんなか
こども家庭庁

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

9ヶ月未満	児童手当(月額)	
● 0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降
● 3歳～小学生	1万円	1.5万円
● 中学生	1万円	

12ヶ月未満	児童手当(月額)	
● 0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降
● 3歳～小学生	1万円	3万円
● 中学生	1万円	
● 高校生	1万円	

※令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」

の面談と合わせて、

- ・妊娠届出時に**5万円**

・妊娠後期以降に

妊娠している

子どもの数×**5万円**

を支給します。

1回目
妊娠を届け出たとき

2回目
妊娠後期

3回目
産後まもない時期

その後も継続的に支援



妊娠している
子どもの数
×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、

子の出生直後の一定期間内に

両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間／月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



標準保険料率算定結果比較表

区分	都道府県標準保険料率		
	所得割率	均等割額	18歳以上
医療分	7.61%	46, 901円	—
支援金分	3.14%	19, 245円	—
介護分	2.79%	20, 045円	—
子ども分	0.3%	1,835円	103円

	市町村保険者名	区分	市町村標準保険料率				
			所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	18歳以上
1	姫路市	医療分	7.55%	0%	32, 795円	21,089円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 459円	8, 655円	—
		介護分	2.75%	0%	14,010円	6, 976円	—
		子ども分	0.3%	0%	1,267円	827円	55円
2	尼崎市	医療分	7.71%	0%	33, 525円	21,558円	—
		支援金分	3.12%	0%	13, 491円	8, 676円	—
		介護分	2.75%	0%	14, 039円	6, 991円	—
		子ども分	0.3%	0%	1,280円	827円	97円
3	明石市	医療分	7.54%	0%	32, 776円	21,077円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,269円	823円	47円
4	西宮市	医療分	7.54%	0%	32, 768円	21,072円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,283円	823円	39円
5	洲本市	医療分	7.43%	0%	32, 292円	20, 765円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 433円	8, 638円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 982円	6, 962円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,276円	824円	64円
6	芦屋市	医療分	7.56%	0%	32, 876円	21,141円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,287円	823円	62円
7	伊丹市	医療分	7.51%	0%	32, 632円	20, 984円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 455円	8, 652円	—
		介護分	2.75%	0%	14,015円	6, 979円	—
		子ども分	0.3%	0%	1,274円	826円	65円
8	相生市	医療分	7.54%	0%	32, 770円	21,073円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 433円	8, 638円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 980円	6, 961円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,288円	824円	36円
9	加古川市	医療分	7.46%	0%	32, 442円	20, 862円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,281円	823円	78円
10	赤穂市	医療分	7.52%	0%	32, 703円	21,030円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 434円	8, 639円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 981円	6, 962円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,317円	824円	45円
11	西脇市	医療分	7.42%	0%	32, 259円	20, 744円	—
		支援金分	3.11%	0%	13, 434円	8, 639円	—
		介護分	2.74%	0%	13, 981円	6, 962円	—
		子ども分	0.29%	0%	1,280円	824円	66円

標準保険料率算定結果比較表

	市町村保険者名	区分	市町村標準保険料率				
			所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	18歳以上
12	宝塚市	医療分	7.65%	0%	33, 242円	21,377円	-
		支援金分	3.12%	0%	13, 493円	8, 677円	-
		介護分	2.77%	0%	14,106円	7, 024円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,288円	823円	58円
13	三木市	医療分	7.38%	0%	32, 093円	20, 638円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 432円	8, 637円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 980円	6, 961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,292円	824円	59円
14	高砂市	医療分	7.64%	0%	33, 205円	21,353円	-
		支援金分	3.12%	0%	13, 482円	8, 670円	-
		介護分	2.75%	0%	14, 021円	6, 982円	-
		子ども分	0.3%	0%	1,287円	827円	39円
15	川西市	医療分	7.48%	0%	32, 512円	20, 907円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,293円	823円	63円
16	小野市	医療分	7.42%	0%	32, 258円	20, 744円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 431円	8, 637円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 980円	6, 961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,286円	824円	43円
17	三田市	医療分	7.47%	0%	32, 458円	20, 872円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 433円	8, 638円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 980円	6, 961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,300円	824円	56円
18	加西市	医療分	7.51%	0%	32, 627円	20, 981円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 431円	8, 637円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 989円	6, 966円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,304円	824円	32円
19	猪名川町	医療分	7.09%	0%	30,809円	19,812円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 437円	8, 641円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 992円	6, 967円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,298円	824円	41円
20	加東市	医療分	7.48%	0%	32, 501円	20, 900円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 979円	6, 961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,279円	824円	49円
21	多可町	医療分	7.18%	0%	31,226円	20, 080円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,302円	823円	46円
22	稻美町	医療分	7.57%	0%	32, 910円	21,163円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 446円	8, 647円	-
		介護分	2.75%	0%	14, 013円	6, 978円	-
		子ども分	0.3%	0%	1,290円	826円	32円
23	播磨町	医療分	7.55%	0%	32, 797円	21,090円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 447円	8, 647円	-
		介護分	2.75%	0%	14,011円	6, 976円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,253円	824円	82円

標準保険料率算定結果比較表

	市町村保険者名	区分	市町村標準保険料率				
			所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	18歳以上
24	市川町	医療分	6.38%	0%	27,711円	17,820円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,430円	8,636円	-
		介護分	2.74%	0%	13,978円	6,960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,323円	823円	23円
25	福崎町	医療分	7.11%	0%	30,888円	19,863円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,430円	8,636円	-
		介護分	2.74%	0%	13,978円	6,960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,270円	823円	76円
26	神河町	医療分	7.4%	0%	32,142円	20,669円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,433円	8,639円	-
		介護分	2.74%	0%	13,978円	6,960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,297円	824円	46円
27	太子町	医療分	7.58%	0%	32,926円	21,173円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,430円	8,636円	-
		介護分	2.74%	0%	13,978円	6,960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,266円	823円	83円
28	たつの市	医療分	7.39%	0%	32,108円	20,647円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,435円	8,640円	-
		介護分	2.74%	0%	13,983円	6,963円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,291円	824円	35円
29	上郡町	医療分	7.35%	0%	31,949円	20,545円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,440円	8,643円	-
		介護分	2.74%	0%	13,979円	6,961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,312円	824円	34円
30	佐用町	医療分	7.24%	0%	31,462円	20,232円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,431円	8,637円	-
		介護分	2.74%	0%	13,980円	6,961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,339円	824円	24円
31	宍粟市	医療分	7.46%	0%	32,430円	20,854円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,431円	8,637円	-
		介護分	2.74%	0%	13,982円	6,962円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,279円	824円	74円
32	香美町	医療分	6.13%	0%	26,648円	17,136円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,430円	8,636円	-
		介護分	2.74%	0%	13,978円	6,960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,297円	824円	63円
33	新温泉町	医療分	6.72%	0%	29,221円	18,791円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,430円	8,636円	-
		介護分	2.74%	0%	13,978円	6,960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,302円	823円	57円
34	養父市	医療分	7.11%	0%	30,895円	19,867円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,432円	8,638円	-
		介護分	2.74%	0%	13,980円	6,961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,295円	824円	21円
35	朝来市	医療分	7.29%	0%	31,704円	20,387円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,432円	8,638円	-
		介護分	2.74%	0%	13,982円	6,962円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,296円	824円	46円

標準保険料率算定結果比較表

	市町村保険者名	区分	市町村標準保険料率				
			所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	18歳以上
36	丹波市	医療分	7.4%	0%	32,154円	20, 677円	-
		支援金分	3.11%	0%	13,430円	8,637円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,291円	824円	53円
37	丹波篠山市	医療分	7.55%	0%	32, 829円	21,111円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 430円	8, 636円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 978円	6, 960円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,279円	824円	76円
38	淡路市	医療分	7.5%	0%	32, 608円	20, 969円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 432円	8, 637円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 980円	6, 961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,280円	824円	21円
39	南あわじ市	医療分	7.36%	0%	31,982円	20, 566円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 436円	8, 640円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 979円	6, 961円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,271円	824円	33円
40	豊岡市	医療分	6.73%	0%	29, 265円	18,819円	-
		支援金分	3.11%	0%	13, 436円	8, 640円	-
		介護分	2.74%	0%	13, 981円	6, 962円	-
		子ども分	0.29%	0%	1,282円	823円	69円
41	神戸市	医療分	7.7%	0%	33, 452円	21,512円	-
		支援金分	3.13%	0%	13, 532円	8, 702円	-
		介護分	2.77%	0%	14,111円	7, 027円	-
		子ども分	0.3%	0%	1,292円	830円	53円

令和8年度税制改正大綱等による改正（案）について

1 賦課（課税）限度額の見直し

国民健康保険の給付は、大半が医療給付であるため、納めた保険税の多少に関わらず、誰もが同じ内容の給付を受けることになります。

受益と負担の関係、被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮すると、負担能力があるからといって無制限に徴収するわけにはいかないため国が一定の上限を政令で規定します。

各保険者は設定された限度額を超えて賦課をすることはできないため、宍粟市では原則、国で設定された限度額を採用し条例で定めることにしています。

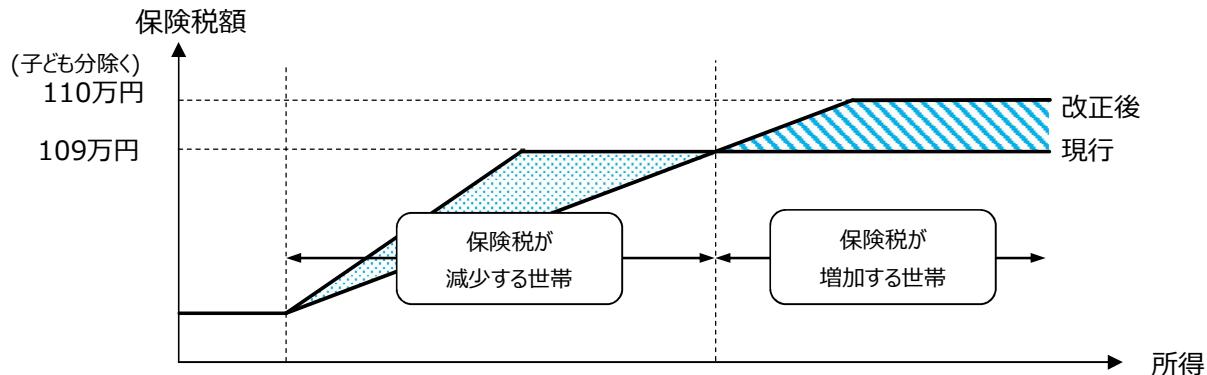
賦課限度額の推移

年 度	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳)	子ども・子育て 支援納付金分	合 計
令和元年度	61万円	19万円	16万円	令和8年度 創設	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円		99万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円		99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円		102万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円		104万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円		106万円
令和7年度	66万円	26万円	17万円		109万円
令和8年度	67万円	26万円	17万円		113万円

賦課限度額については、令和7年度に3万円引き上げられましたが、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和8年度においても、医療給付費分を1万円引き上げる改正を行います。

また、子ども・子育て支援納付金分は3万円に定めます。

【課税限度額の改正イメージ】



2 軽減判定所得の見直し

国民健康保険税負担の厳しい所得の低い被保険者層については、保険税のうち応益部分（均等割と平等割）を軽減する制度が設けられています。

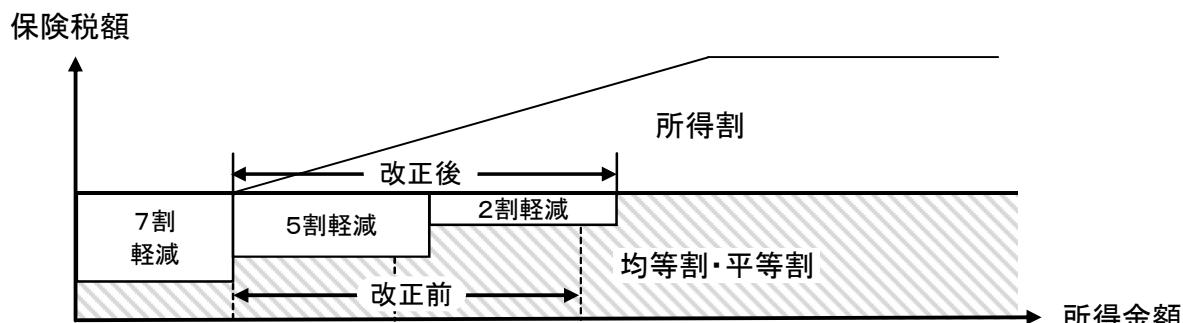
低所得者に係る軽減判定の基準となる金額については、例年、消費者物価などの経済動向を踏まえて見直しの必要性が検討されます。

令和7年度においては、2割軽減の軽減判定の基準を54.5万円から56万円に、5割軽減の軽減判定の基準を29.5万円から30.5万円に見直しが行われました。

令和8年度においても、2割軽減の軽減判定の基準を56万円から57万円に、5割軽減の軽減判定の基準を30.5万円から31万円に見直す改正を行います。

軽減割合	改正前	改正後
7割	43万円（基礎控除額）	43万円（基礎控除額）
5割	$43\text{万円} + 30.5\text{万円}$ ×被保険者数	$43\text{万円} + 31\text{万円}$ ×被保険者数
2割	$43\text{万円} + 56\text{万円}$ ×被保険者数	$43\text{万円} + 57\text{万円}$ ×被保険者数

【軽減判定所得見直しのイメージ】



宍粟市国民健康保険事業基金の状況

(単位 : 円)

年度	前年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	備考
平成17年度	166,607,079	185,861	156,818,887	9,974,053	
平成18年度	9,974,053	38,353,988	0	48,328,041	
平成19年度	48,328,041	50,883	11,000,000	37,378,924	
平成20年度	37,378,924	233,233	19,068,000	18,544,157	
平成21年度	18,544,157	14,642	0	18,558,799	
平成22年度	18,558,799	61,235	0	18,620,034	
平成23年度	18,620,034	50,273	0	18,670,307	
平成24年度	18,670,307	39,465	0	18,709,772	
平成25年度	18,709,772	33,390	0	18,743,162	
平成26年度	18,743,162	39063	0	18,782,225	
平成27年度	18,782,225	39145	18,821,370	0	
平成28年度	0	0	0	0	
平成29年度	0	0	0	0	
平成30年度	0	111,942,000	0	111,942,000	
令和元年度	111,942,000	13,864,884	0	125,806,884	
令和2年度	125,806,884	60,846	28,000,000	97,867,730	
令和3年度	97,867,730	157,334	27,000,000	71,025,064	
令和4年度	71,025,064	117,630	0	71,142,694	
令和5年度	71,142,694	78,257	4,000,000	67,220,951	積立額：利息分
令和6年度	67,220,951	78,987	37,232,000	30,067,938	積立額：利息分
令和7年度 (予算)	30,067,938	87,490	0	30,155,428	積立額：利息分
令和8年度 (予算)	30,155,428	105,544	0	30,260,972	積立額：利息分

国民健康保険被保険者数等の状況

各年度末人数 (単位:人)

年齢	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度12月末現在	
	一般	合計	一般	合計	被保険者数	被保険者数		
0~4	122	122	95	95	85	80		
5~9	162	162	151	151	136	139		
10~14	208	208	192	192	186	186		
15~19	210	210	207	207	201	185		
20~24	153	153	152	152	152	130		
25~29	153	153	152	152	143	152		
30~34	173	173	156	156	159	132		
35~39	283	283	258	258	223	212		
40~44	309	309	302	302	297	306		
45~49	398	398	368	368	362	344		
50~54	423	423	435	435	413	416		
55~59	429	429	436	436	443	433		
60~64	740	740	698	698	657	632		
65~69	1,542	1,542	1,446	1,446	1,361	1,376		
70~74	2,477	2,477	2,330	2,330	2,181	2,087		
計	7,782	7,782	7,378	7,378	6,999	6,810		
世帯数		4,790		4,626	4,452	4,352		

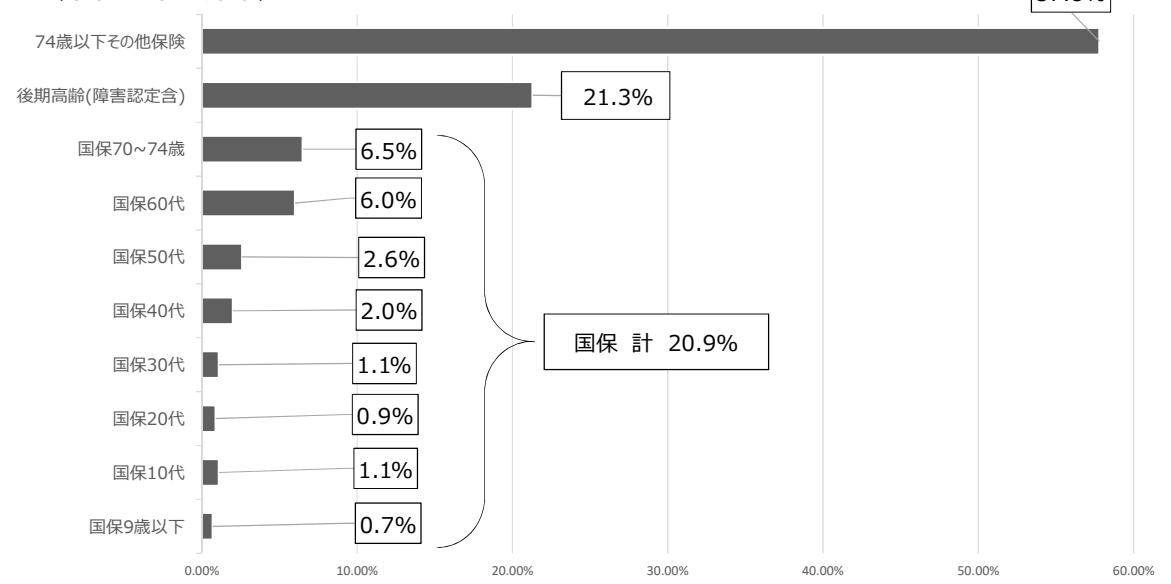
退職者医療廃止

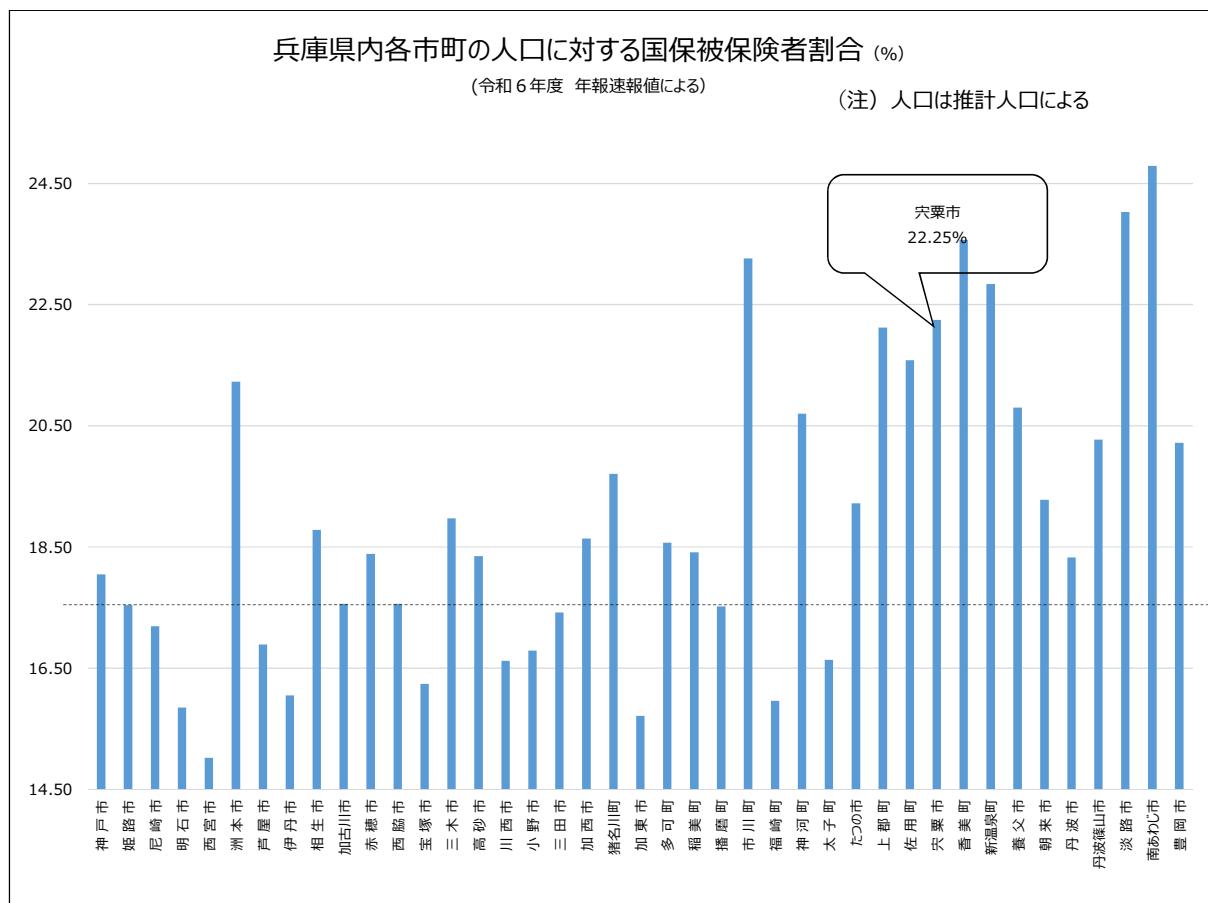
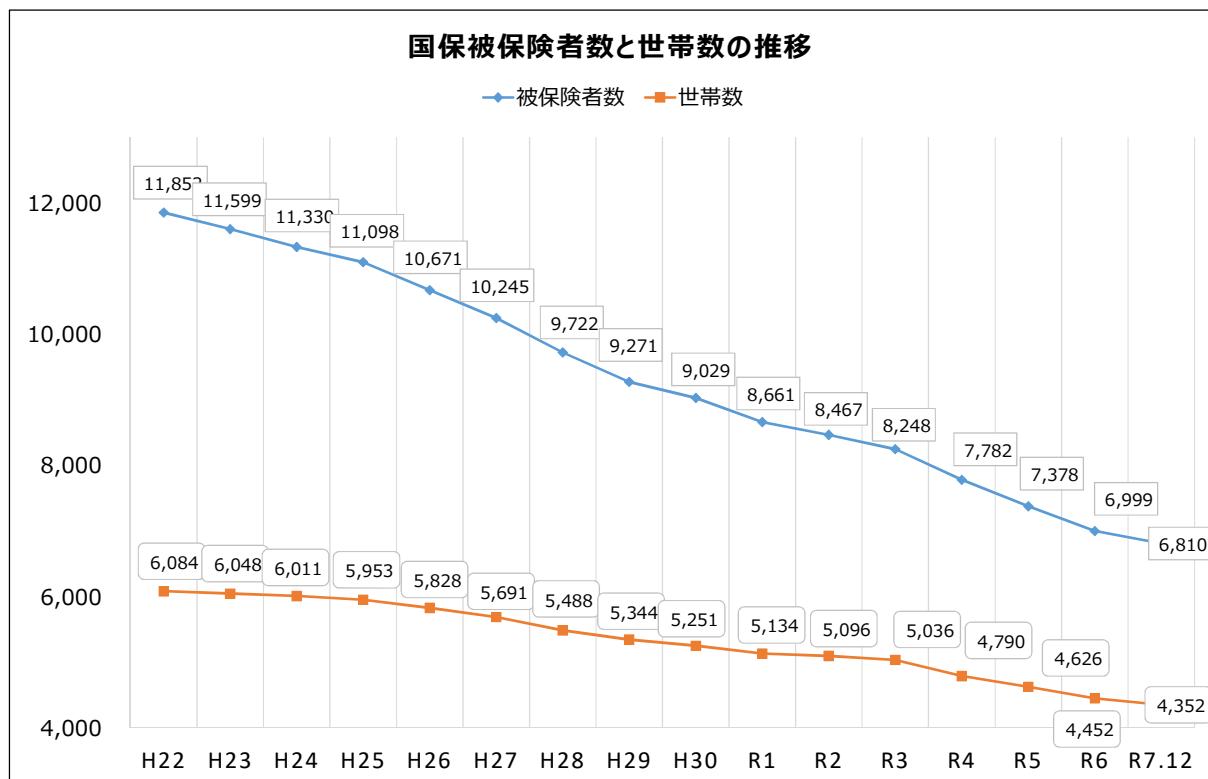
人口	34,981	人口	34,292	人口	33,440	人口	33,064
国保人口	7,782	国保人口	7,378	国保人口	6,999	国保人口	6,810
加入率	22.2%	加入率	21.5%	加入率	20.9%	加入率	20.6%

令和6年度

市内健康保険の加入状況

(令和7年3月末)





保険給付費の状況

保険者負担額

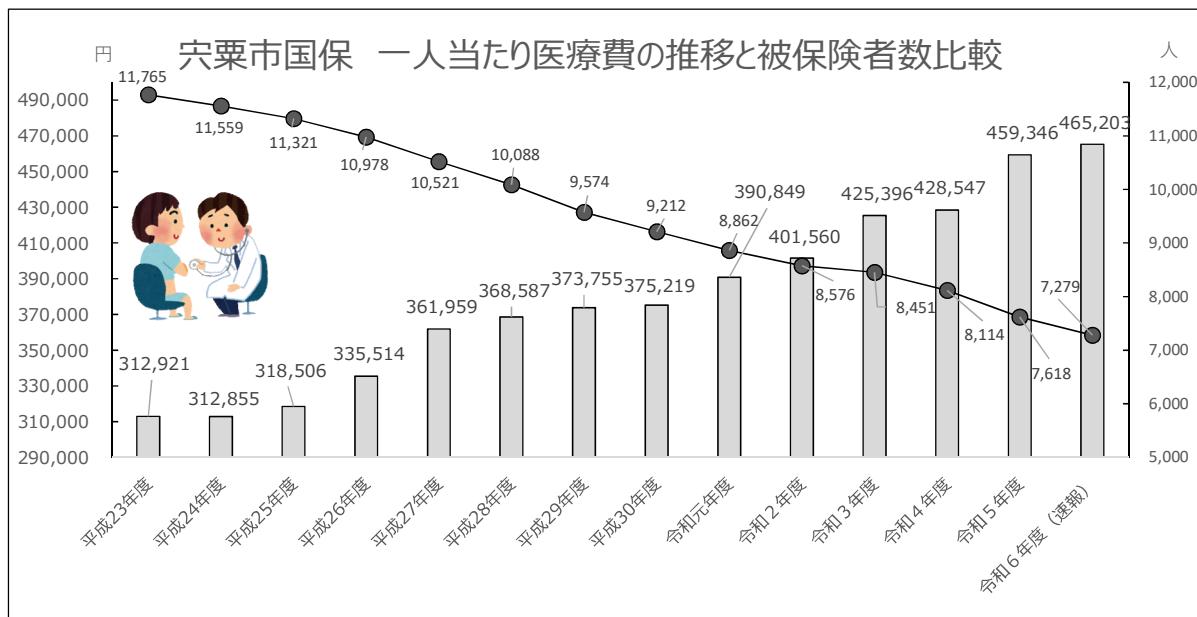
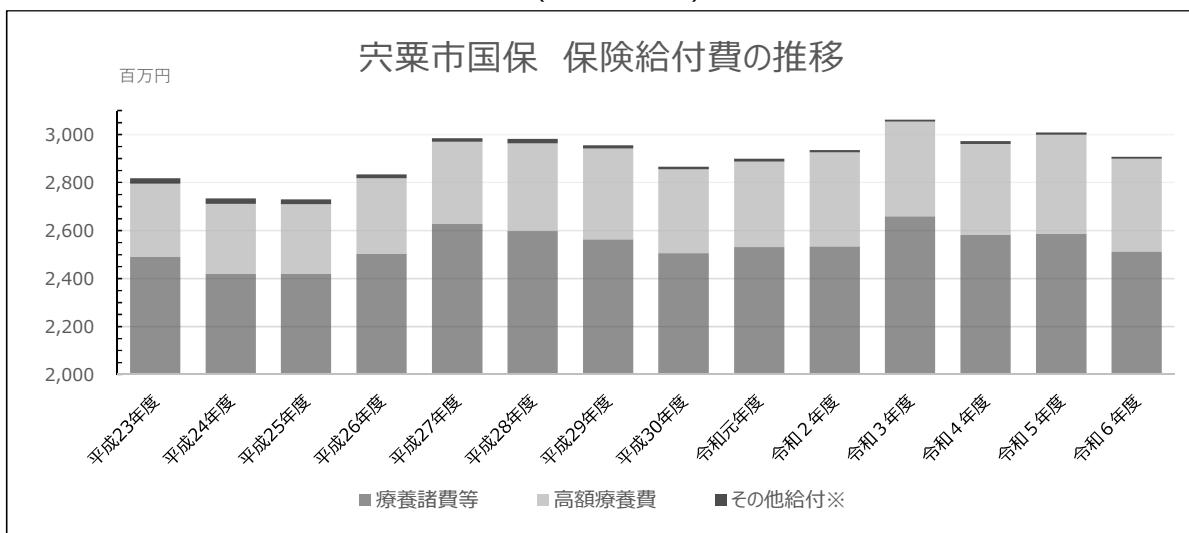
(単位：百万円)

年度	療養諸費等 〔療養給付費等 疗养費等〕	高額療 養費	その他 給付※	合計
平成23年度	2,490	306	22	2,818
平成24年度	2,419	293	22	2,734
平成25年度	2,419	291	20	2,730
平成26年度	2,503	315	17	2,835
平成27年度	2,628	342	15	2,985
平成28年度	2,598	366	19	2,983
平成29年度	2,564	379	12	2,955
平成30年度	2,505	350	12	2,867
令和元年度	2,531	357	12	2,900
令和2年度	2,535	391	10	2,936
令和3年度	2,659	395	8	3,062
令和4年度	2,581	380	12	2,973
令和5年度	2,586	414	9	3,009
令和6年度	2,512	387	9	2,908

※その他給付：出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金(新型コロナ限定期)

一人当たり医療費（費用額）(単位：円)

年度	金額	年度平均被 保険者数
平成23年度	312,921	11,765
平成24年度	312,855	11,559
平成25年度	318,506	11,321
平成26年度	335,514	10,978
平成27年度	361,959	10,521
平成28年度	368,587	10,088
平成29年度	373,755	9,574
平成30年度	375,219	9,212
令和元年度	390,849	8,862
令和2年度	401,560	8,576
令和3年度	425,396	8,451
令和4年度	428,547	8,114
令和5年度	459,346	7,618
令和6年度（速報）	465,203	7,279



出典：事業年報C表及び兵庫県年報速報値

令和7年度宍粟市特定健診・がん検診の状況

令和7年度の宍粟市特定健診・がん検診を市内5か所で22日間実施し、総受診者数5,308名で、令和6年度より63名減少しました。

①令和7年度 特定健診・がん検診実績

(人)

健診日	健診会場	総受診数	基本	肺がん	胃がん	大腸がん	前立腺がん	肝炎	胃の健康度	骨粗しょう症
6月26日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	247	220	193	39	154	57	8	4	34
6月27日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	236	216	193	36	155	47	6	5	45
6月30日	保健福祉センター・エーガイヤちくさ	274	249	204	31	165	59	11	3	43
R7年度千種合計		757	685	590	106	474	163	25	12	122
R6年度千種合計		753	692	602	116	497	165	26	8	
7月30日	メイプル福祉センター	213	195	154	23	131	46	5	1	18
7月31日	メイプル福祉センター	192	177	152	21	116	52	6	1	18
8月1日	メイプル福祉センター	161	142	121	16	95	36	3	0	11
R7年度波賀合計		566	514	427	60	342	134	14	2	47
R6年度波賀合計		581	541	443	65	358	143	24	0	
8月25日	一宮市民協働センター	250	239	219	29	161	52	8	1	23
8月26日	一宮市民協働センター	221	209	180	23	140	50	8	2	27
8月27日	一宮市民協働センター	207	191	167	16	123	43	6	2	25
8月28日	一宮市民協働センター	250	238	203	28	151	58	5	2	28
9月2日	JAHリマミカた営業部	162	156	132	17	89	34	3	0	17
9月3日	JAHリマミカた営業部	169	160	143	15	112	43	3	0	13
R7年度一宮合計		1,259	1,193	1,044	128	776	280	33	7	133
R6年度一宮合計		1,293	1,223	1,100	146	783	289	33	8	
9月10日	山崎文化会館	340	314	274	42	231	77	10	4	35
9月11日	山崎文化会館	322	301	260	39	228	61	15	2	37
9月12日	山崎文化会館	256	230	207	39	184	53	11	2	32
10月8日	山崎文化会館	312	291	254	40	213	65	16	3	44
10月9日	山崎文化会館	286	261	215	41	187	59	9	4	40
10月10日	山崎文化会館	277	256	216	35	187	60	12	2	32
10月14日	山崎文化会館	256	235	206	37	179	67	7	2	30
10月15日	山崎文化会館	271	251	215	35	200	72	9	0	39
10月16日	山崎文化会館	236	214	185	24	164	62	12	2	32
11月28日	山崎文化会館	170	145	130	25	106	44	6	3	29
2月6日(予定)	大腸追加検診									
R7年度山崎合計		2,726	2,498	2,162	357	1,879	620	107	24	350
R6年度山崎合計		2,744	2,505	2,184	378	1,928	611	103	31	
R7 宮 県 合 計		5,308	4,890	4,223	651	3,471	1,197	179	45	652
R6 宮 県 合 計		5,371	4,961	4,329	705	3,566	1,208	186	47	

※大腸がん検診受診数は11月末現在の人数

②特定健診受診者数(受診当日の区分)

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宍粟市国保(40~74歳)	2,855	2,798	2,596	2,813	2,697	2,489	2,377	2,279
39歳以下	309	293	294	289	276	258	229	207
後期高齢医療(75歳以上)	1,422	1,404	1,369	1,373	1,424	1,519	1,552	1,634
社保被扶養者等	968	989	932	942	900	847	803	770
受診者合計	5,554	5,484	5,191	5,417	5,297	5,113	4,961	4,890

令和7年度 特定健診受診者の状況

39歳以下等, 207

社保被扶養者等, 770

国保(40~74歳)
2,279

後期高齢(75歳以上)
1,634

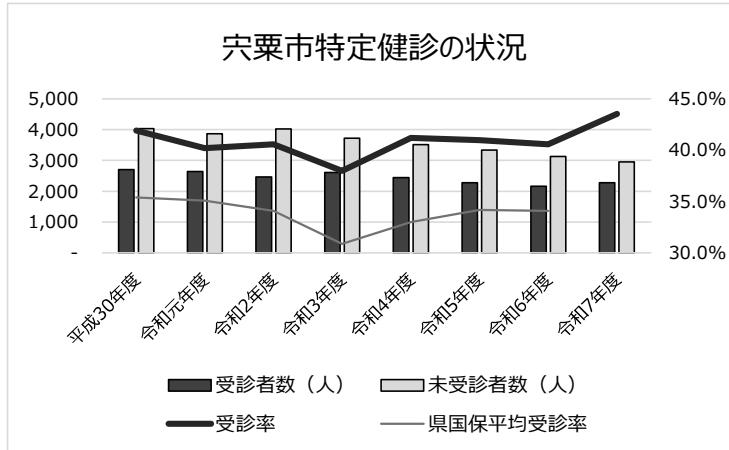
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

③宍粟市国保特定健診受診数・率

受診者のうち、年間を通して宍粟市国保の加入者の受診率（国への報告数値）は県平均を上回っている状況です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数（人）	6,749	6,513	6,498	6,336	5,966	5,616	5,293	5,233
受診者数（人）	2,714	2,642	2,468	2,612	2,449	2,280	2,163	2,279
受診率	41.9%	40.2%	40.6%	41.2%	41.0%	40.6%	40.9%	43.6%
県国保平均受診率	35.4%	35.1%	34.1%	33.0%	34.2%	34.1%	35.1%	

資料：令和6年度までは特定健診法定報告 令和7年度は暫定数値（令和7年11月現在）



④がん検診

令和7年度の特定健診がん検診会場で実施した特定健診を除くがん検診等及び、別会場で実施した乳がん検診と子宮頸がん検診を合わせるとがん検診の受診者延べ人数は11月末現在で12,132名でした。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
肺がん	総受診者数	5,155	5,086	4,848	4,842	4,630	4,410	4,329	4,223
	がん発見数	0	0	0	1	1	4	1	0
胃がん	総受診者数	1,236	1,126	1,005	1,011	854	769	705	651
	がん発見数	2	1	5	1	2	1	1	0
大腸がん	総受診者数	3,777	3,785	3,678	3,761	3,681	3,533	3,537	3,471
	がん発見数	2	1	4	2	3	4	2	1
前立腺がん	総受診者数	1,287	1,312	1,230	1,261	1,284	1,214	1,208	1,197
	がん発見数	5	3	6	2	4	2	7	0
肝炎 ウイルス	総受診者数	250	201	316	246	200	195	186	179
	陽性者数	2	1	2	2	0	1	0	0
胃の健康度	総受診者数	96	88	57	58	64	52	47	45
	がん発見数	0	0	0	0	0	0	0	0
骨粗しょう症	総受診者数								652
	骨粗しょう症発見数								4
乳がん	総受診者数	917	1,057	933	1,034	808	955	858	747
	がん発見数	6	3	5	1	3	2	6	1
子宮頸がん	総受診者数	1,161	1,352	1,242	1,351	1,054	1,199	1,013	967
	がん発見数	0	0	0	0	1	0	1	0
合計	総受診者数	13,879	14,007	13,309	13,564	12,575	12,327	11,883	12,132
	がん発見数	15	8	20	7	14	10	18	2

※受診者数：受診者総数（年齢規定等のある国県報告数値と異なる）

※がん発見数：国県報告後に結果がわかる場合があり、国県報告数値と異なる場合あり

※合計：がん発見数には、がん疑い、肝炎ウイルス検査陽性者、骨粗しょう症発見数は含まない数

※令和7年度の受診数・がん発見者数は令和7年11月末現在の速報値

⑤成人歯科健診

平成29年度より特定健診時に、歯科医師会の協力を得て、歯科医師による、歯科健診、歯科指導等を行っています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数	138	109	103	107	103	90	107	131

第3期データヘルス計画個別保健事業実績

事業名	特定健康診査事業（県共通指標あり）					節目年齢受診勧奨事業					特定健康診査未受診者勧奨事業（県共通指標あり）				
開始年度	平成20年度					平成28年度					平成20年度頃				
目的	被保険者の生涯を通じた健康自己管理を支援するため、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病に関する特定健診を実施することで保険者として健康課題を把握、本人への結果の通知、栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導に結び付ける。また、受診率を上げることで生活習慣病のリスク未把握者を減らす。					節目年齢ごとに個別通知を送ることで特定健診受診申込者を増やし、受診率アップを目指す。					健康状態未把握者を減らし、継続受診につなげる為				
対象者	【R5～】40歳から74歳までの国民健康保険被保険者					【R5～】国民健康保険被保険者のうち節目年齢対象者（40・45・50・55・60歳）					【R5～】 <ul style="list-style-type: none">特定健診・がん検診を申込んだが、予約日に受診しなかった者過去3年間に受診歴があるが、当年度に申込をしていない者。				
事業評価															
ストラクチャー (仕組み・実施体制)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
事業運営のための担当職員の配置	—	100%	100%	100%	100%	関係機関との会議	—	年1回	2回	2回	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	100%	100%
プロセス (過程)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	2回	2回	対象者把握率	—	100%	100%	100%	100%	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	2回	2回
アウトプット (事業実施量)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
予定した健診の実施（日程・会場等）	100%	100%	100%	100%	100%	通知対象者の受診率（受診者/通知発送者）	—	40%	30.6%	33.6%	受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%
アウトカム (成果)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
特定健診受診率（法定報告値）	60%	令和5年度 41.5% 令和6年度 42% 令和7年度 42.5% 令和8年度 43% 令和9年度 43.5% 令和10年度 44%	40.6%	40.9%	特定健診受診率（法定報告値）	60%	令和5年度 41.5% 令和6年度 42% 令和7年度 42.5% 令和8年度 43% 令和9年度 43.5% 令和10年度 44%	40.6%	40.9%	特定健診受診率（法定報告値）	60%	令和5年度 41.5% 令和6年度 42% 令和7年度 42.5% 令和8年度 43% 令和9年度 43.5% 令和10年度 44%	40.6%	40.9%	
リスク保有者の減少（習慣的に喫煙している人の割合）	10%	13.8%	15.5%	15.7%											

第3期データヘルス計画個別保健事業実績

事業名	特定健診40歳前受診勧奨事業（40歳未満の若年層への受診勧奨）					特定保健指導・特定保健指導未利用者勧奨事業（県共通指標あり）							早期介入保健指導事業		
開始年度	令和3年度					平成20年度							平成20年度		
目的	若年のうちから自身の健康への関心を高める。 毎年20～39歳の人に個別案内を行うことで健診自体を習慣づけ、40歳を超えてそのまま受診が継続するようにする。					内臓脂肪型肥満に着目し、健診結果から保健指導対象者を抽出し、対象者のリスク数に応じて個別の保健指導を行うことで生活習慣を改善し、生活習慣病予防を行う。					内臓脂肪型肥満から派生する生活習慣病の予防に着目した生活習慣病予防健康診査の実施により、被保険者の健康を確保しつつ医療費の抑制を図る。				
対象者	【R5～】各年度4月時点の国民健康保険被保険者のうち、20～39歳※マル学、住所地特例、施設入所者を除く全員					【R5～】健診結果から「積極的支援」「動機付け支援」の基準に該当した者					【R5～】39歳以下の生活習慣病予防健診受診者 ・腹囲が規定値以上(男性85cm以上、女性90cm以上)で「血中脂質・血圧・血糖(空腹)」のうちどれか1つ以上該当する者。 ・血中脂質・血圧・血糖(空腹)に該当しない場合でも、検査数値や問診票等の内容から生活習慣病に結びつくことが予測されると判断された者。				
事業評価															
ストラクチャー (仕組み・実施体制)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
保健福祉課との調整会議	—	年2回	2回	2回	事業運営のための担当職員の配置	100%	100%	100%	100%	関係課との会議の開催数	—	3回	3回	3回	
プロセス (過程)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
対象者の把握率	—	100%	100%	100%	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	年2回以上	2回	2回	対象者の把握率	—	100%	100%	100%	
アウトプット (事業実施量)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
通知実施率	—	100%	100%	100%	利用勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	対象者の保健指導実施率	—	76%	66.7%	87.0%	
アウトカム (成果)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
通知対象者の健診受診率 (受診日時点国保被保険者/通知数)	—	20%	17.2%	17.0%	特定保健指導実施率 (法定報告値)	45%	令和5年度 60.0% 令和6年度 54.6% 令和7年度 55.9% 令和8年度 57.2% 令和9年度 58.5% 令和10年度 60.0%	44.6%	61.8%	健康への意識が変化した者の割合	—	100%	100%	100%	
					特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	25%	25%	36.5%							

第3期データヘルス計画個別保健事業実績

事業名	受診勧奨判定値を超える者への医療機関受診勧奨事業（重症化予防 糖尿病・高血圧）					糖尿病性腎症重症化予防事業（県共通指標あり）					アルコール保健指導事業				
開始年度	平成30年度					平成30年度					令和4年度				
目的	健診の結果、医療機関受診勧奨判定値を超える未受診者に対して医療機関受診勧奨通知を送付することにより早期受診早期治療を行ってもらい病気の重症化を防ぎ、日常生活でも健康な身体づくりへの関心を持ってもらうきっかけとする。					健診の結果、医療機関受診勧奨判定値を超える未受診者に対して医療機関受診勧奨通知を送付することにより早期受診早期治療を行ってもらい病気の重症化を防ぎ、日常生活でも健康な身体づくりへの関心を持ってもらうきっかけとする。					特定健診受診時に、健康相談の場においてアルコール保健指導を行うことで、アルコール健康障害の未然対応と早期発見・早期介入のきっかけとする。あわせて、特定保健指導面接においても個別のアルコール保健指導を実施することで行動変容を促す。対象者がアルコール健康問題について正しい知識を習得することで行動変容につながる。				
対象者	糖尿病通知対象者：特定健診受診者のうち、HbA1c6.5以上で、糖尿病性腎症重症化予防対象者には該当せず、レセプトと照合し医療機関未受診の者（診断名有りでも投薬なしの場合は含む） 高血圧通知対象者：(①～③全てに該当する者) ①高血圧Ⅱ度以上 ②医療機関受診なし ③投薬なし					【未受診者】特定健診受診者のうち、下記の①に該当し、かつ②または③のいずれかに該当する医療機関未受診者。 ①空腹時血統126mg/dl、もしくは随時血糖200mg/dl以上 ②尿蛋白(+)以上 ③eGFR値60ml/min1.73m ² 未満					特定健診受診者のうち、毎日飲酒すると回答した人				
事業評価															
ストラクチャー (仕組み・実施体制)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
保健福祉課との調整・検討会議	—	2回	2回	2回	関係機関との連携の構築・準備	100%	100%	100%	100%	関係機関との調整会議回数	—	2回	2回	2回	
プロセス (過程)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	目標	R5	R6
対象者の把握率	—	100%	100%	100%	内容や方法について実施年度中に検討	年2回以上	4回	4回	4回	保健指導のための準備が計画通り実施できたか	—	100%	100%	100%	
アウトプット (事業実施量)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	目標	R5	R6
通知実施率	—	100%	100%	100%	受診勧奨率	100%	100%	100%	100%	対象者への情報提供実施率（情報提供者/毎日飲酒すると回答した人）	—	100%	100.0%	100%	
アウトカム (成果)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	目標	R5	R6
通知発送者の医療機関受診率（高血圧）	—	40%	29.2%	21.4%	医療機関受診率	50%	令和5年度 57.0% 令和6年度 59.0% 令和7年度 61.0% 令和8年度 63.0% 令和9年度 65.0% 令和10年度 67.0%	44.4%	60.0%	対象者への保健指導実施率（指導実施者/毎日飲酒すると回答した人）	—	50%	100.0%	100.0%	
通知発送者の医療機関受診率（糖尿病）		58%	33.3%	29.7%	HbA1c8.0%以上の者の割合	減少	減少	増加	増加						

第3期データヘルス計画個別保健事業実績

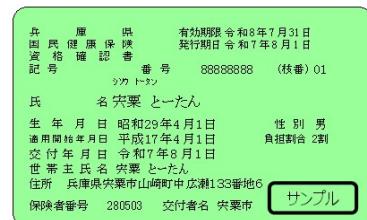
事業名	歯科健診事業					後発医薬品普及啓発事業				
開始年度	平成28年度					平成25年度（差額通知発送）				
目的	市民の歯科健診受診の機会を持つことにより、歯周疾患を早期に発見し、早期治療につなげるとともに、歯の健康・歯科口腔ケアに対する意識の向上を図る。					後発医薬品差額通知の発送や普及啓発活動を行うことで後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推進し医療費負担の軽減と国保財政の軽減化を図る。				
対象者	特定健診・がん検診を受診する国保加入者で、歯科健診受診希望者					国民健康保険被保険者				
事業評価										
ストラクチャー (仕組み・実施体制)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
歯科医師会との調整	—	100%	100%	100%	100%	課内打合せ実施数	—	1回	1回	1回
プロセス (過程)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
予定した健診の実施（日程・会場等）	—	100%	100%	100%	100%	対象者の把握率	—	100%	100%	100%
アウトプット (事業実施量)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
要治療者への結果通知 (要治療者通知数/要治療者数)	—	100%	100.0%	100.0%	100.0%	差額通知発送回数	—	年4回	4回	4回
アウトカム (成果)	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6	評価指標	県目標	市町目標	R5	R6
要治療者の歯科受診率 (歯科受診者/健診結果要治療者)	—	35%	46.2%	65.8%	後発医薬品の数量シェア率	—	86%台を目指し、それを維持及び向上する R7.5.21追記 R7:92%、 R8:93%、 R9:94%、 R10:95%	86.1%	88.8%	

マイナ保険証利用登録（初回紐付）状況

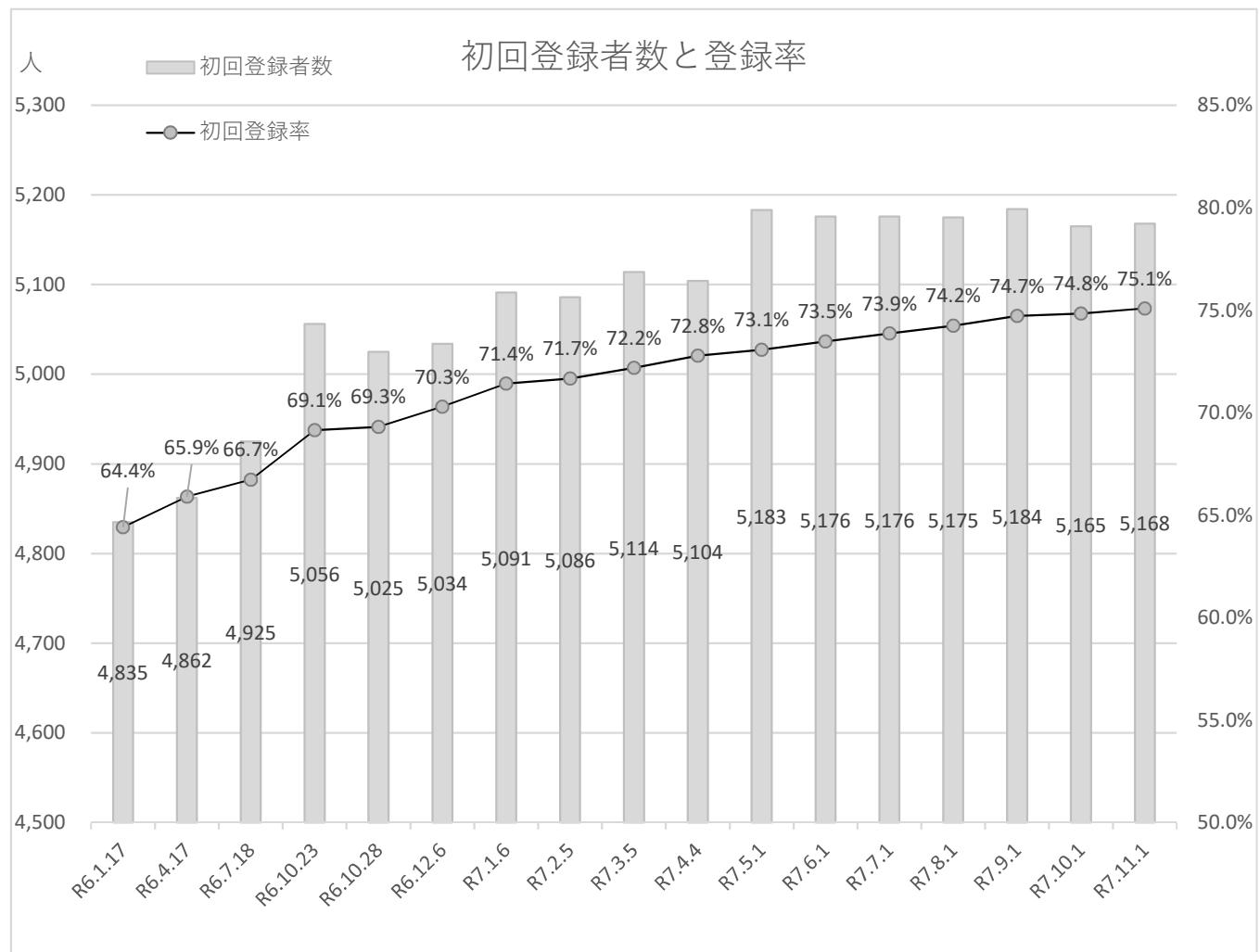
データ日付	初回登録者数	被保険者数	参考 国保被保険者の初回登録率
R6.1.17	4,835	7,507	64.4%
R6.4.17	4,862	7,378	65.9%
R6.7.18	4,925	7,381	66.7%
R6.10.23	5,056	7,312	69.1%
R6.10.28	5,025	7,251	69.3%
R6.12.6	5,034	7,162	70.3%
R7.1.6	5,091	7,129	71.4%
R7.2.5	5,086	7,097	71.7%
R7.3.5	5,114	7,085	72.2%
R7.4.4	5,104	7,013	72.8%
R7.5.1	5,183	7,093	73.1%
R7.6.1	5,176	7,045	73.5%
R7.7.1	5,176	7,008	73.9%
R7.8.1	5,175	6,970	74.2%
R7.9.1	5,184	6,938	74.7%
R7.10.1	5,165	6,902	74.8%
R7.11.1	5,168	6,883	75.1%



マイナ保険証
(マイナンバーカード)



資格確認書

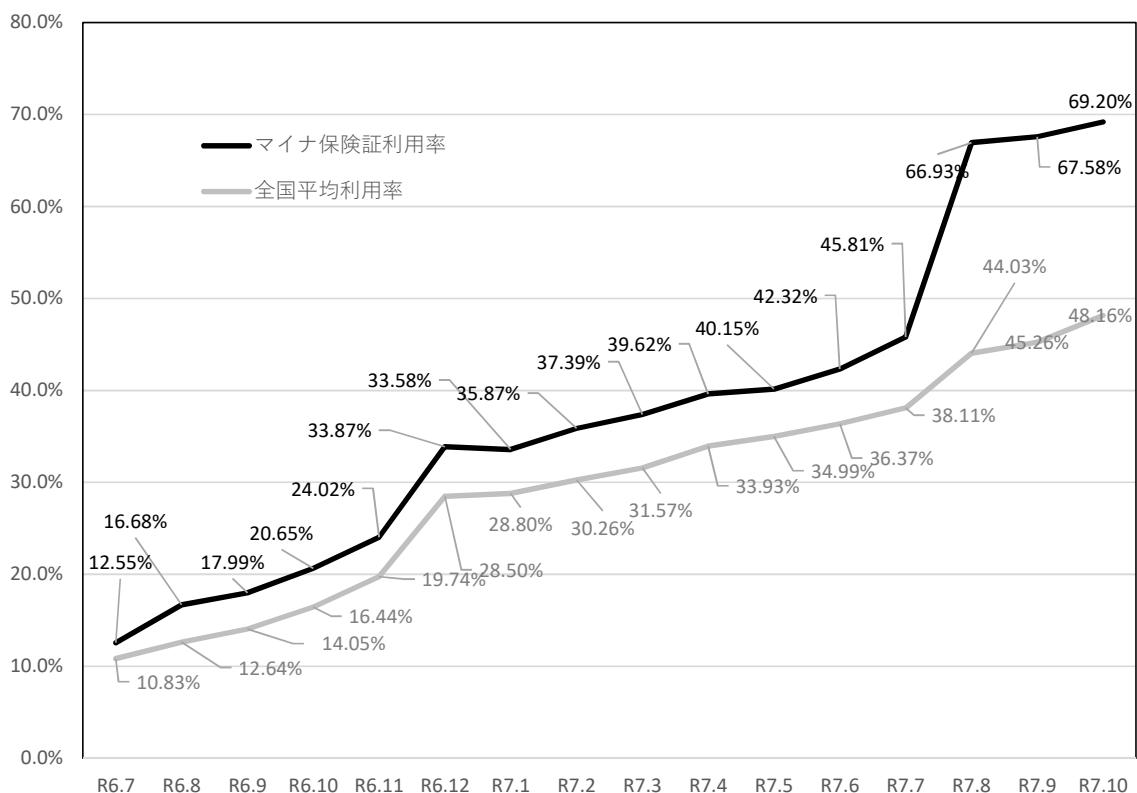


マイナ保険証利用率（宍粟市・国）

参考：毎月全国平均利用率を上回る傾向にある。R6.12の保険証廃止から徐々に利用率を上げていき、R7.8の年次更新では60%以上の被保険者がマイナ保険証を利用している。オンライン資格確認も比例して増加しており、R7.8利用人数はR6.7の約4.5倍となった。

対象月	加入者数	マイナ保険証登録数	マイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数 ^(A)	外来レセプト枚数(件数) ^(B)	マイナ保険証利用率 ^{(A)／(B)}	全国平均利用率
R6.7	7,300	4,904	1,364	10,866	12.55%	10.83%
R6.8	7,353	5,008	1,722	10,326	16.68%	12.64%
R6.9	7,239	5,004	1,836	10,206	17.99%	14.05%
R6.10	7,177	5,020	2,126	10,296	20.65%	16.44%
R6.11	7,080	4,987	2,423	10,087	24.02%	19.74%
R6.12	7,128	5,098	3,647	10,768	33.87%	28.50%
R7.1	7,095	5,087	3,346	9,965	33.58%	28.80%
R7.2	7,081	5,112	3,430	9,562	35.87%	30.26%
R7.3	7,013	5,111	3,838	10,265	37.39%	31.57%
R7.4	7,080	5,181	3,945	9,958	39.62%	33.93%
R7.5	7,042	5,181	3,944	9,823	40.15%	34.99%
R7.6	7,007	5,179	4,227	9,988	42.32%	36.37%
R7.7	6,968	5,180	4,702	10,264	45.81%	38.11%
R7.8	6,937	5,191	6,199	9,262	66.93%	44.03%
R7.9	6,898	5,171	6,570	9,722	67.58%	45.26%
R7.10	6,875	5,169	6,719	9,710	69.20%	48.16%

宍粟市及び全国のマイナ保険証利用率の推移



令和8年度宍粟市国民健康保険事業計画（案）

令和8年4月
市民課・税務課・保健福祉課

1 計画の目的

国民健康保険(以下「国保」という。)は、国民皆保険制度の中核として医療保険制度の基盤的役割を担っている。一方で、制度の特性上、低所得者層や高齢者層の加入割合が高く、保険税収入に対して医療費が高額となりやすいなど、保険者の運営努力のみでは解決が困難な構造的課題を抱えている。

こうした課題に対応し、国保制度の改善を図るため、平成30年度からは県が市町とともに国保運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等において中心的役割を担うことにより、制度の安定化が図られている。

この考え方のもと、同一所得・同一保険料という保険制度の理念を目指し、県と市町が共通認識のもと一体となって、国保財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するため、県内国保の運営に関する方針として「兵庫県国民健康保険運営方針」(以下「県運営方針」という。)が策定され、必要に応じて改定されている。

また、令和4年度には、令和9年度の各市町の保険料率の完全統一に向けて、「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)が作成され、令和6年3月及び令和7年3月に改定された。

本計画は、県運営方針及びロードマップを踏まえ、宍粟市の地域実情に応じた健全な国保事業運営を行うため、令和8年度における主要事業及び主な取組を定めるものである。

2 被保険者数及び医療費の動向と将来の見通し

(1) 被保険者の状況

本市の国保加入率は県内で高い水準(上位10位以内)にあるが、全国と同様に被保険者数は減少傾向にある。令和元年度末から令和5年度末までの減少数は年平均320.8人、令和5年度末から令和6年度末にかけては計379人の減少となった。

主な要因は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大の影響である。令和7年度の法改正により、今後さらに社会保険への移行が増加している。令和7年度には年度平均の被保険者数が7,000人を下回っており、被

保険者数の減少により、国保運営は一層困難となることが見込まれる。国の制度改正の動向を注視し、県域化される事業がある場合は適切に対応する。

また、増加傾向にあった65歳から74歳までの前期高齢者数は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行により減少に転じたものの、令和3年度以降、国保被保険者の半数以上が前期高齢者である年齢構造が継続している。

（2）医療費の推移

被保険者1人当たり医療費は、高度医療や高額薬剤の影響等により増加傾向にある。平成26年度の336千円から、10年間で129千円増加し、令和6年度は465千円となっている。国保は医療を受ける被保険者の割合が高いという特性があるため、医療費は被保険者数の減少と比例して減少するとは限らず、今後も増加傾向が続くことが見込まれる。

3 国民健康保険税の適正な賦課・徴収の実施について

（1）現状と課題

前述のとおり、被保険者数の減少及び高齢者の加入割合が高いこと等により、保険税収入は減少し、医療費は増加している。このため、国保財政は厳しい運営を迫られている。こうした状況を踏まえ、国保財政の健全化及び令和9年度の県内保険料率統一に向けて、令和5年度以降、毎年税率改正を行っている。

（2）収納率向上対策の推進

① 収納率の向上

地域ごとに担当職員を配置し、きめ細かな納税相談、財産調査、滞納処分等の滞納整理に取り組み、滞納繰越額の縮減に努める。

また、国保財政の安定化及び被保険者間の負担の公平性の観点から、訪問や電話による納税督励を継続的に実施し、現年課税分の適正な徴収を図り、収納率の向上に努める。

【収納率 目標 96.8%（令和6年度収納率 95.92%）】

② 口座振替・コンビニ納付等の推進

納期内納付の促進のため、パンフレットやチラシによる納付啓発を行う。新規加入時には国保資格担当窓口において口座振替を積極的に案内し、必要に応じてキャッシュカードを利用したペイジー口座振替登録に努める。

また、納付しやすい環境整備として、コンビニ納付、クレジット納付、スマートフォンアプリ決済等の納付方法を周知し、自主納付の促進を通じて収納

率の向上を図る。

③ 研修会等への参加と関係機関との連携

収納対策研修会等への参加により徴収事務担当職員のスキルアップを図るとともに、県等関係機関や近隣市町との連携強化により、滞納整理技術の習得に努める

④ 納税相談の充実

納税相談及び弁明書提出の機会を活用して収納率の向上に努める。分納誓約を締結し、納付状況の確認を行う。催告や納税相談等に一向に応じない場合は、税の公平負担の観点から、特別療養費支給の仕組みを活用する。

なお、特別療養費に係る事前通知等の実施に当たっては、資格担当と徴収担当が密接に連携し、適正に行う。

⑤ 適正な滞納整理の実施

納税意思の見極めを行い、納付が見込まれない場合は財産調査等を実施し、適正な滞納整理を行う。

4 被保険者資格の適正化の推進

次の機会を活用し適正な国保資格の取得と喪失に取り組む

(1) 窓口での資格適用

加入時及び一部喪失手続時に、他保険への該当の有無を確認する(任意継続、家族の被扶養者、同世帯内の国保組合加入等)。

(2) オンライン資格確認による重複リストの活用

月2回提供されるリストを基に、被用者保険等の資格を取得した者に対して喪失届の提出勧奨を行う。通知後1か月を経過しても未届けである場合は職権で資格喪失処理を行い、対象者へ通知する。

(3) 国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表（日本年金機構）の活用

第2号資格の取得が確認できる者について、喪失届の提出勧奨を行う。

(4) 国保加入勧奨情報ファイル・市区町村連携情報ファイル（外国人）（国保総合システム）の活用

リスト掲載者は無保険の可能性が高いため、他保険未加入の場合は宍粟市国民健康保険への加入を積極的に勧奨する。

(5) 資格適用適正化強化月間（11月）

税務課で抽出した加入世帯(未申告者、擬制世帯、老人世帯、軽減世帯、単身世帯)のリストを基に、被用者保険の本人資格又は被扶養者資格の取得が可能と思われる者への勧奨を行う。また、世帯内に国保組合資格がある場合は是正を勧奨する。

5 保険給付の適正化

(1) レセプト点検の充実

医療機関から請求されたレセプトについて、診療内容及び資格の点検を実施し、疑義がある場合は過誤調整又は再審査請求を行う。無資格受診が判明した場合は、医療機関への返戻及び被保険者への返還請求を行うなど、適正な医療費請求に基づく保険者負担に努める。

(2) 柔道整復師等療養費等の適正化

当市が定める「柔道整復療養費適正化実施基準」に基づき、毎月の施術実績から対象者を抽出し、制度周知通知の発送及び患者調査を行う。制度周知では、柔道整復師のかかり方に関するパンフレットを送付し、被保険者自身が保険適用要件を確認できるよう促す。頻回・多部位等の傾向が強い場合は、患者調査により詳細を確認する。

患者調査の結果、不正請求が疑われる案件については施術所照会を行う。不正が確認された場合は給付費の返還を求めるとともに、不正請求を行った施術所に関する情報提供を兵庫県(近畿厚生局)へ行う。

また、不適切な請求が生じやすい「往療料」算定が行われている柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうについては重点的に患者調査を行い、真に往療が必要であったかを確認する。

(3) 第三者行為求償事務の取組強化

交通事故等、第三者による傷病が疑われるレセプトについて、被保険者に傷病原因照会を行う。第三者行為に該当すると判明した場合は、速やかに傷病届提出を案内する。

求償事務に当たっては、兵庫県国民健康保険団体連合会等と連携し、加害者等に対して適切な求償を行う。あわせて、新聞記事、窓口での聞き取り、保健福祉事務所からの食中毒情報等、レセプト以外の情報からも事例把握と照会に努める。

(4) 労働災害による受診の給付先切り替えまたは給付調整

労働災害による傷病発生が疑われるレセプトについて、被保険者に傷病原因照会を行い、労働災害に該当すると判明した場合は、被保険者に給付費の返還を求める。必要に応じて労働基準監督署と連絡し、給付調整を行う。

(5) 高額療養費等の適正な申請勧奨と給付の実施

高額療養費(月単位・年単位)及び高額介護合算療養費は、被保険者自身での把握が困難であることから、支給対象者に対し確実に申請勧奨通知を行う。

また、申請の簡素化を適用している被保険者への給付に当たっては、内容を十分に精査の上、処理を行う。

さらに、高額介護合算療養費の支給申請について、簡素化を可能とする改正が予定されている。厚生労働省は令和8年度中に省令改正の措置を講じるとしており、本市においても要綱改正等により対応し、被保険者の負担軽減及び事務負担の軽減を図る。

6 保健事業の推進

現状と課題

第3期宍粟市データヘルス計画(以下「データヘルス計画」という。)に基づき、特定健康診査(以下「特定健診」という。)等を実施する。

特定健診受診率は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で30%台に低下したが、その後は40%台に回復している。特定保健指導実施率も、感染対策により健診会場での初回面接が実施できなかつたこと等で低下傾向にあったが、令和6年度から従前のことにより上昇した。

今後も、特定保健指導実施率の向上に向け、より効果的・効率的な実施方法を検討しつつ事業を実施する。

【受診率:令和3年度 41.2% 令和4年度 41.0% 令和5年度 40.6% 令和6年度 40.9%】

【指導率:令和3年度 47.5% 令和4年度 52.0% 令和5年度 44.6% 令和6年度 61.8%】

(1) 特定健康診査・特定保健指導の充実

【関連するデータヘルス計画個別事業名】

- ・特定健康診査事業
- ・特定保健指導・特定保健指導未利用者勧奨事業
- ・節目年齢受診勧奨事業
- ・特定健康診査未受診者勧奨事業

- ① 生活習慣病の発症予防のため、40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診を実施する。オンライン予約の導入やがん検診との同日実施等により、受診しやすい環境を整備する。
- ② 特定健診の結果、積極的支援・動機付け支援に該当した被保険者に対し、生活習慣の改善に関する指導を行い、生活習慣病予防に努める。
- ③ 結果通知で「要治療」「要精密検査」と判定されたにもかかわらず長期未受診の被保険者に対し、早期受診勧奨を行う。
- ④ 生活習慣病リスク未把握者を減らし受診率を向上させるため、40歳から60歳までの節目年齢について費用を無料又は半額とし、対象者へ受診勧奨を行う。申込後未受診者及び過去受診歴があり当年度申込がない者には未受診者勧奨を行う。

【特定健診受診率 目標令和7年度 42.5% 参考：令和6年度実績 40.9%】

【特定保健指導実施率 目標令和7年度 55.9% 参考：令和6年度実績 61.8%】

(2) 40歳未満の被保険者の生活習慣病予防健診と保健指導の実施

【関連するデータヘルス計画個別事業名】

：特定健診40歳前受診勧奨事業（40歳未満の若年層への受診勧奨）

【通知対象者の健診受診率 目標 20% 参考：令和6年度実績 17.0%】

：早期介入保健指導事業

【健康への意識が変化した者の割合 目標 100% 参考：令和6年度実績 100%】

生活習慣病予備軍を早期に発見し、医療機関への受診につなげるため、20歳以上40歳未満の被保険者に対し生活習慣病予防健診及び健診の結果対象者には保健指導を実施する。40歳到達前から健診受診の習慣づけを行い、特定健康診査対象となった際にも引き続き受診をしてもらうようとする。

(3) 生活習慣病の重症化予防の推進

【関連するデータヘルス計画個別事業名】

：受診勧奨判定値を超えている者への医療機関受診勧奨事業（重症化予防 糖尿病・高血圧）【通知発送者の医療機関受診率 目標 高血圧：40% 糖尿病：58% 参考：令和6年度実績 高血圧 21.4% 糖尿病 29.7%】

糖尿病や高血圧症等生活習慣病重症化予防のため、データヘルス計画に基づ

き、特定健康診査データ及びレセプトデータから抽出した指導対象者に対して、受診勧奨及び保健指導等を実施し、継続的な医療機関受診による対象者の症状改善や生活習慣の改善をめざす。

（4）糖尿病性腎症重症化予防の推進

【関連するデータヘルス計画個別事業名】：糖尿病性腎症重症化予防事業

【医療機関受診率　目標令和8年度　63.0%　参考：令和6年度実績60.0%】

兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム及びデータヘルス計画に基づき、特定健診データ及びレセプトデータから指導対象者を抽出し、保健指導等を実施する。

（5）歯科健診の実施

【関連するデータヘルス計画個別事業名】：歯科健診事業

【要治療者の歯科受診率　目標　35%　参考：令和6年度実績　65.8%】

歯及び口腔の健康づくりのため、特定健康診査にあわせた4会場5日間の歯科健診の実施や歯科衛生士による歯科相談実施により、歯周疾患（病）の早期発見、早期治療につなげるとともに、歯から始まる健康への意識の向上を図る。

（6）がん検診の受診推進

特定健診に合わせて、4会場5日間の歯科健診及び歯科衛生士による歯科相談を実施する。歯周疾患の早期発見・早期治療につなげるとともに、口腔から始まる健康意識の向上を図る。

（7）被保険者の予防・健康づくり推進

【関連するデータヘルス計画個別事業名】：アルコール保健指導事業

【対象者への保健指導実施率　目標　50%　参考：令和6年度実績　100%】

教室等の実施やチラシ等による啓発により、被保険者が健康や医療に関心を持ち、健康的な生活を送れるよう支援し、健康づくりを推進する。

（8）重複、多剤処方・重複頻回受診の適正化推進

【関連する保険者努力支援制度(取組評価)】

：共通指標⑤ (1)重複投与者に対する取組・(2)多剤投与者に対する取組

重複受診や重複服薬等の対象者を抽出・分析し、保健師等と連携して、お薬手帳の活用やチラシ配布等により適正受診指導を行う。通知前後の変化も分析し、以後の事業改善に反映する。

7 広報啓発事業の推進

(1) 広報媒体の活用

広報紙、ホームページ、レーテン通信、しそうチャンネル、SNS等の広報媒体を活用し、国保の適正な資格取得・喪失、国保税の納付方法や納付時期等について周知啓発を行う。特定健診や健康づくりポイント等は、通知文送付の機会も活用し、より多くの人の目に触れる工夫を行う。

(2) 効果的広報の実施

新規加入時の説明、パンフレット配付、チラシの年次更新時送付、健診会場での配布等を行い、被保険者の制度理解及び医療・健康に関する認識を高める。

(3) マイナ保険証の更なる啓発促進

国から提供される啓発資材を活用し、適切な広報に努める。マイナ保険証及び資格確認書への完全移行後、2回目の年次更新となることを踏まえ、登録済者割合80%を目標として利用促進に取り組む。あわせて、電子証明書の有効期限切れ等への丁寧な説明とフォローにより、安定的にオンライン資格確認が行える状態を維持する。

(4) 医療費の適正化に向けた啓発事業

①医療費通知による意識啓発

被保険者の健康意識及び適正受診意識の向上のため、医療費通知を年6回実施する。あわせて、マイナポータルで受診状況を確認できることの周知を強化し、受診状況の把握と医療費への意識啓発を図る。

②後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

【関連するデータヘルス計画個別事業名】：後発医薬品普及啓発事業

【数量シェア率 目標 令和8年度 93% 参考：令和6年度 実績88.8%】

後発医薬品差額通知、チラシ配布、ホームページ掲載等により継続的に啓

発を行う。県内でも上位の普及率であるが、使用実績等を分析し、医療費適正化につながる取組を継続する。なお、令和6年10月の長期収載品の選定療養化により切替が進んだことを踏まえ、目標値は令和7年度以降、92%から毎年度1%ずつ上昇させる設定として取り組む。

③バイオシミラー（バイオ後続品）

ホームページ及び加入時チラシに記事を追加し周知を行う。

8 国民健康保険窓口職員のスキルアップ（研修会参加・研修会独自実施）

国、国保中央会、兵庫県、兵庫県国民健康保険団体連合会主催の研修会に、市民課・市民局職員が積極的に参加し、国保制度及び実務に関する知識の向上を図る。

被保険者に対し正確な事務処理、正確な情報提供・説明等を行うために、毎年原則3回（5月・8月・11月）独自で府内研修会を開催する。

第51回宍粟市国民健康保険運営協議会 当日配布資料

- (1) 宍粟市国民健康保険運営協議会委員名簿
- (2) 令和8年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）
- (3) 令和8年度国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）（写）
- (4) 令和8年度年税比較表
- (5) 宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移

令和8年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

区分		令和7年度	令和8年度	当初予算比較	備考
		当初予算額 (A)	当初予算額(案) (B)	(B)- (A)	
1 国保税	現年分	816,152	842,765	26,613	税率改正あり、被保険者数・収納率変動見込
	滞納繰越分	31,222	27,500	△ 3,722	滞納額及び収納率変動見込
	計	847,374	870,265	22,891	
2 一部負担金		1	1	0	
3 使用料及び手数料		400	350	△ 50	督促手数料
4 県支出 金	普通交付金	3,057,708	3,027,335	△ 30,373	歳出：保険給付費に充てる交付金
	特別交付金（保険者努力支援）	14,913	14,074	△ 839	医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援
	特別交付金（特別調整交付金）	22,202	17,797	△ 4,405	国保財政に影響を与える特別な事情（へき地診療所運営等）がある場合に交付
	特別交付金（県繰入金）	95,660	101,236	5,576	県が定める事業への取組またはその結果の評価により交付
	特別交付金（特定健診負担金）	9,584	9,552	△ 32	特定健診・特定保健指導に係る交付金
	計	3,200,067	3,169,994	△ 30,073	
5 財産収入		88	106	18	基金利息分
6 繰入金	一般会計繰入金	333,479	322,376	△ 11,103	国県交付金・一般事務費・出産育児一時金等一般会計からの繰入金
	基金繰入金	0	0	0	
	計	333,479	322,376	△ 11,103	
7 繰越金		1	1	0	前年度繰越金がある場合は、9月補正にて計上
8 諸収入		11,071	10,732	△ 339	特定健診個人負担金、第三者行為・資格過誤等による返納金
9 国庫支出金		0	3,601	3,601	子ども子育て支援金標準システム改修
歳 入 合 計		4,392,481	4,377,426	△ 15,055	
歳 出	1 総務費	71,656	71,816	160	職員体制による変動、システム改修による増
	2 保険給付費	3,057,708	3,027,335	△ 30,373	歳入/普通交付金と同額（県申請予定額と同額）
	3 国民健康保険事業費納付金	1,194,211	1,210,401	16,190	県通知による 県全体運営にかかる納付金
	4 保健事業費	36,213	36,326	113	特定健診・特定保健指導・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知等
	5 基金積立金	88	106	18	基金利息分
	6 公債費	100	100	0	
	7 諸支出金	27,505	26,342	△ 1,163	第三者行為・不当利得等県返還金・国保診療所特別会計への繰出など
	8 予備費	5,000	5,000	0	
	歳 出 合 計	4,392,481	4,377,426	△ 15,055	
差引収支額（歳入合計－歳出合計）		0	0	0	

(公 印 省 略)
宍市市第 2472 号
令和 8 年 1 月 22 日

宍粟市国民健康保険運営協議会
会長 様

宍粟市長 福元晶三

令和 8 年度国民健康保険税に係る税率の改正について(諮問)

令和 8 年度において、次のとおり国民健康保険税の税率を改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 基礎賦課分

区 分		標準保険料率	現 行	諮問案	比 較
応能割	所得割	7.46 %	7.35 %	7.46 %	0.11 %
応益割	均等割	32,430 円	30,400 円	31,300 円	900 円
	平等割	20,854 円	21,000 円	21,100 円	100 円

※賦課限度額については、令和 8 年度税制改正に伴い令和 8 年 3 月 31 日専決で改正予定(1 万円引上げ)

2 後期高齢者支援金等分

区 分		標準保険料率	現 行	諮問案	比 較
応能割	所得割	3.11 %	3.02 %	3.11 %	0.09 %
応益割	均等割	13,431 円	11,900 円	12,800 円	900 円
	平等割	8,637 円	7,700 円	8,500 円	800 円

3 介護納付金分

区 分		標準保険料率	現 行	諮問案	比 較
応能割	所得割	2.74 %	2.62 %	2.74 %	0.12 %
応益割	均等割	13,982 円	13,300 円	13,700 円	400 円
	平等割	6,962 円	6,300 円	6,800 円	500 円

4 子ども・子育て支援納付金分

区 分		標準保険料率	現 行	諮問案	比 較
応能割	所得割	0.29 %		0.29 %	0.29 %
応益割	均等割	1,279 円		1,300 円	1,300 円
	平等割	824 円		900 円	900 円

1 税率改正の理由

兵庫県では全市町合意のもと、将来的な同一所得・同一保険料をめざし、全市町が取り組むべき方向性を示した「兵庫県国民健康保険運営方針」を策定し、この運営方針に基づき、国民健康保険連絡協議会において議論を進めてきました。

その後、国民健康保険連絡協議会における議論などを踏まえ、兵庫県が策定した「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿って県市町が必要な取組を計画的に実行し、着実に保険料水準の統一に向けて取組を進めることになりました。

この取組に従い本市においても、県の示す標準保険料率に段階的に近づける税率改正を行い、併せて収納対策強化や医療費適正化などを実施してきましたが、財政状況は令和5年度から形式上の収支から基金繰入金を除いた実質的な単年度収支は赤字が続いており、この状況を改善していくため標準保険料率に更に近づける税率改正が必要となっています。

一方で、国は子育て世帯への経済的支援を拡充するため、子ども・子育て支援制度を創設しました。これに伴い国民健康保険税の課税区分として「子ども・子育て支援納付金」が追加され、令和8年度から全被保険者に新たな負担を求めるようになりました。

つきましては、保険料水準の統一に向けて取り組みを進めるとともに、新たな社会保障制度に対応するため、税率改正を諮問するものです。

2 税率改正の基本的な考え方

(1) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分

所得割については、令和7年度から標準保険料率に一致させているため、令和8年度についても同様に標準保険料率と一致させるものとします。

均等割・平等割については、被保険者の保険税負担が急激に増加しないよう段階的に調整し標準保険料率に近づけます。

(2) 子ども・子育て支援納付金分(令和8年度から新たに賦課・徵収開始)

標準保険料率と全て一致させます。(端数は100円単位で切り上げ)

国民健康保険税（年税額）の比較

【具体例 1】

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子供2人(10歳、8歳)の4人世帯で、給与収入が4,190,000円、課税所得金額は2,548,000円です。低所得世帯に対する軽減が2割軽減の対象世帯です。

世帯主	40歳		現行		改正案		差		増減率	
			税率	税額	税率	税額	税率	税額		
子ども 給与収入 (世帯主) 給与収入 (配偶者)	2人	所得割	7.35%	124,068円	7.46%	125,924円	0.11%	1,856円	1.5%	
		均等割	30,400円	97,280円	31,300円	100,160円	900円	2,880円	3.0%	
		平等割	21,000円	16,800円	21,100円	16,880円	100円	80円	0.5%	
後期 支援 分	2割	所得割	3.02%	50,977円	3.11%	52,496円	0.09%	1,519円	3.0%	
		均等割	11,900円	38,080円	12,800円	40,960円	900円	2,880円	7.6%	
		平等割	7,700円	6,160円	8,500円	6,800円	800円	640円	10.4%	
介護 分	2割	所得割	2.62%	44,225円	2.74%	46,251円	0.12%	2,026円	4.6%	
		均等割	13,300円	21,280円	13,700円	21,920円	400円	640円	3.0%	
		平等割	6,300円	5,040円	6,800円	5,440円	500円	400円	7.9%	
子ども 分	2割	所得割	-	-	0.29%	4,895円	-	-	-	
		均等割	-	-	1,300円	2,080円	-	-	-	
		18歳以上 均等割	-	-	100円	160円	-	-	-	
		平等割	-	-	900円	720円	-	-	-	
賦課額				403,910円		424,686円		20,776円	5.1%	
一人当たり				100,977円		106,171円		5,194円	5.1%	

【具体例 2】

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子供2人(10歳、8歳)の4人世帯で、営業収入が6,500,000円、課税所得金額が3,500,000円です。低所得世帯に対する軽減は対象外です。

世帯主	40歳		現行		改正案		差		増減率	
			税率	税額	税率	税額	税率	税額		
子ども 営業収入 (世帯主)	2人	所得割	7.35%	225,645円	7.46%	229,022円	0.11%	3,377円	1.5%	
		均等割	30,400円	121,600円	31,300円	125,200円	900円	3,600円	3.0%	
		平等割	21,000円	21,000円	21,100円	21,100円	100円	100円	0.5%	
後期 支援 分	2割	所得割	3.02%	92,714円	3.11%	95,477円	0.09%	2,763円	3.0%	
		均等割	11,900円	47,600円	12,800円	51,200円	900円	3,600円	7.6%	
		平等割	7,700円	7,700円	8,500円	8,500円	800円	800円	10.4%	
介護 分	2割	所得割	2.62%	80,434円	2.74%	84,118円	0.12%	3,684円	4.6%	
		均等割	13,300円	26,600円	13,700円	27,400円	400円	800円	3.0%	
		平等割	6,300円	6,300円	6,800	6,800円	500円	500円	7.9%	
子ども 分	2割	所得割	-	-	0.29%	8,903円	-	-	-	
		均等割	-	-	1,300円	2,600円	-	-	-	
		18歳以上 均等割	-	-	100円	200円	-	-	-	
		平等割	-	-	900円	900円	-	-	-	
賦課額				629,593円		661,420円		31,827円	5.1%	
一人当たり				157,398円		165,355円		7,957円	5.1%	

【具体例 3】

世帯主(65歳)、配偶者(65歳)の2人世帯で、年金収入2,230,000円、課税所得金額が430,000円です。

低所得世帯に対する軽減が7割軽減の対象世帯です。

世帯主	65歳		現行		改正案		差		増減率
			税率	税額	税率	税額	税率	税額	
子ども	0人	所得割	7.35%	0円	7.46%	0円	0.11%	0円	0.0%
年金収入 (世帯主)	1,530,000円	医療分 均等割	30,400円	18,240円	31,300円	18,780円	900円	540円	3.0%
年金収入 (配偶者)	700,000円	平等割	21,000円	6,300円	21,100円	6,330円	100円	30円	0.5%
課税所得	430,000円	後期支援分 所得割	3.02%	0円	3.11%	0円	0.09%	0円	0.0%
軽減	7割	均等割	11,900円	7,140円	12,800円	7,680円	900円	540円	7.6%
		平等割	7,700円	2,310円	8,500円	2,550円	800円	240円	10.4%
介護分 所得割		2.62%	—	2.74%	—	0.12%	—	—	
均等割		13,300円	—	13,700円	—	400円	—	—	
平等割		6,300円	—	6,800円	—	500円	—	—	
子ども分 所得割		—	—	0.29%	0円	—	—	—	
均等割		—	—	1,300円	780円	—	—	—	
18歳以上 均等割		—	—	100円	60円	—	—	—	
平等割		—	—	900円	270円	—	—	—	
賦課額			33,990円		36,450円			2,460円	7.2%
一人当たり			16,995円		18,225円			1,230円	7.2%

【具体例 4】

世帯主(65歳)、配偶者(65歳)の2人世帯で、年金収入が3,600,000円、課税所得金額が1,400,000円です。

低所得世帯に対する軽減が5割軽減の対象世帯です。

世帯主	65歳		現行		改正案		差		増減率
			税率	税額	税率	税額	税率	税額	
子ども	0人	所得割	7.35%	39,690円	7.46%	40,284円	0.11%	594円	1.5%
年金収入 (世帯主)	1,800,000円	医療分 均等割	30,400円	30,400円	31,300円	31,300円	900円	900円	3.0%
年金収入 (配偶者)	1,800,000円	平等割	21,000円	10,500円	21,100円	10,550円	100円	50円	0.5%
課税所得	1,400,000円	後期支援分 所得割	3.02%	16,308円	3.11%	16,794円	0.09%	486円	3.0%
軽減	5割	均等割	11,900円	11,900円	12,800円	12,800円	900円	900円	7.6%
		平等割	7,700円	3,850円	8,500円	4,250円	800円	400円	10.4%
介護分 所得割		2.62%	—	2.74%	—	0.12%	—	—	
均等割		13,300円	—	13,700円	—	400円	—	—	
平等割		6,300円	—	6,800円	—	500円	—	—	
子ども分 所得割		—	—	0.29%	1,566円	—	—	—	
均等割		—	—	1,300円	1,300円	—	—	—	
18歳以上 均等割		—	—	100円	100円	—	—	—	
平等割		—	—	900円	450円	—	—	—	
賦課額			112,648円		119,394円			6,746円	6.0%
一人当たり			56,324円		59,697円			3,373円	6.0%

【具体例 5】

世帯主(30歳)、子供2人(7歳、5歳)の3人世帯で、給与収入が2,500,000円で課税所得金額が1,670,000円です。
低所得世帯に対する軽減が2割軽減の対象世帯です。

世帯主	30歳		現行		改正案		差		増減率
			税率	税額	税率	税額	税率	税額	
医療分	所得割	7.35%	91,140円	7.46%	92,504円	0.11%	1,364円	1.5%	
		30,400円	60,800円	31,300円	62,600円	900円	1,800円	3.0%	
		21,000円	16,800円	21,100円	16,880円	100円	80円	0.5%	
	後期支援分	3.02%	37,448円	3.11%	38,564円	0.09%	1,116円	3.0%	
		11,900円	23,800円	12,800円	25,600円	900円	1,800円	7.6%	
		7,700円	6,160円	8,500円	6,800円	800円	640円	10.4%	
	介護分	2.62%	-	2.74%	-	0.12%	-	-	
		13,300円	-	13,700円	-	400円	-	-	
		6,300円	-	6,800円	-	500円	-	-	
子ども分	所得割	-	-	0.29%	3,596円	-	-	-	
		-	-	1,300円	1,040円	-	-	-	
		-	-	100円	80円	-	-	-	
		-	-	900円	720円	-	-	-	
	均等割		236,148円		248,384円			12,236円	5.2%
	平等割								
賦課額	賦課額		236,148円		248,384円			12,236円	5.2%
	一人当たり		78,716円		82,794円			4,078円	5.2%

【具体例 6】

世帯主(40歳)、配偶者(40歳)、子供5人(9歳、7歳、5歳、3歳、1歳)の7人世帯で、営業収入が6,500,000円で課税所得金額が3,500,000円です。
低所得世帯に対する軽減は2割です。

世帯主	40歳		現行		改正案		差		増減率
			税率	税額	税率	税額	税率	税額	
医療分	所得割	7.35%	225,645円	7.46%	229,022円	0.11%	3,377円	1.5%	
		30,400円	133,760円	31,300円	137,720円	900円	3,960円	3.0%	
		21,000円	16,800円	21,100円	16,880円	100円	80円	0.5%	
	後期支援分	3.02%	92,714円	3.11%	95,477円	0.09%	2,763円	3.0%	
		11,900円	52,360円	12,800円	56,320円	900円	3,960円	7.6%	
		7,700円	6,160円	8,500円	6,800円	800円	640円	10.4%	
	介護分	2.62%	80,434円	2.74%	84,118円	0.12%	3,684円	4.6%	
		13,300円	21,280円	13,700円	21,920円	400円	640円	3.0%	
		6,300円	5,040円	6,800円	5,440円	500円	400円	7.9%	
	子ども分	所得割	-	-	0.29%	8,903円	-	-	-
		均等割	-	-	1,300円	2,080円	-	-	-
		18歳以上均等割	-	-	100円	160円	-	-	-
		平等割	-	-	900円	720円	-	-	-
賦課額	賦課額		634,193円		665,560円			31,367円	4.9%
	一人当たり		90,599円		95,080円			4,481円	4.9%

宍粟市国民健康保険税 税率・税額の推移

年度／課税	基礎課税率・額（医療費）					後期高齢者支援金等課税率・額					介護納付金課税率・額					子ども・子育て支援納付金課税率・額					限度額 合計		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	18歳以上 均等割	平等割	限度額			
平成 17 年度	旧山崎	5.00%	33.00%	24,600	23,800	53万	平成20年度 制度創設					0.70%	6.00%	6,100	3,600	8万	令和8年度 制度創設					61万	
	旧一宮	4.00%	34.00%	25,500	27,000	53万						0.55%	4.00%	6,100	4,000	8万						61万	
	旧波賀	4.70%	34.00%	24,000	22,000	53万						0.67%	5.00%	7,200	4,200	8万						61万	
	旧千種	4.60%	39.00%	26,000	29,000	53万						0.65%	6.00%	6,500	4,000	8万						61万	
平成18年度		5.60%	38.00%	29,000	27,000	53万						1.17%	10.50%	9,900	6,300	9万						62万	
平成19年度		5.60%	38.00%	29,000	27,000	56万						1.17%	10.50%	9,900	6,300	9万						65万	
平成20年度		4.90%	28.50%	26,700	23,000	47万	1.50%	8.50%	7,700	6,600	12万	1.17%	10.50%	9,900	6,300	9万						68万	
平成21年度		4.90%	28.50%	26,700	23,000	47万	1.50%	8.50%	7,700	6,600	12万	1.17%	10.50%	9,900	6,300	10万						69万	
平成22年度		5.80%	23.00%	26,700	23,000	50万	1.44%	5.50%	7,000	6,200	13万	1.26%	5.40%	8,800	5,100	10万						73万	
平成23年度		5.80%	23.00%	26,700	23,000	51万	1.44%	5.50%	7,000	6,200	14万	1.26%	5.40%	8,800	5,100	12万						77万	
平成24年度		5.80%	19.20%	26,700	23,000	51万	1.44%	4.87%	7,000	6,200	14万	1.26%	4.61%	8,800	5,100	12万						77万	
平成25年度		5.80%	19.20%	26,700	23,000	51万	1.44%	4.87%	7,000	6,200	14万	1.26%	4.61%	8,800	5,100	12万						77万	
平成26年度		5.89%	17.09%	27,300	24,100	51万	1.61%	4.69%	7,500	6,700	16万	1.41%	4.91%	9,400	5,700	14万						81万	
平成27年度		5.89%	17.09%	27,300	24,100	52万	1.61%	4.69%	7,500	6,700	17万	1.41%	4.91%	9,400	5,700	16万						85万	
平成28年度		6.43%	14.56%	27,300	24,500	54万	1.96%	4.46%	8,300	7,500	19万	1.49%	4.58%	9,400	5,700	16万						89万	
平成29年度		6.43%	14.56%	27,300	24,500	54万	1.96%	4.46%	8,300	7,500	19万	1.49%	4.58%	9,400	5,700	16万						89万	
平成30年度		6.20%	9.70%	26,000	23,400	58万	2.22%	3.00%	9,000	8,200	19万	1.68%	3.10%	11,400	6,300	16万						93万	
令和元年度		6.48%	4.85%	26,000	23,400	61万	2.30%	1.50%	9,000	8,200	19万	1.77%	1.55%	11,400	6,300	16万						96万	
令和2年度		6.85%	0.00%	27,000	23,400	63万	2.40%	0.00%	9,500	8,200	19万	2.13%	0.00%	11,500	6,300	17万						99万	
令和3年度		6.85%	0.00%	27,000	23,400	63万	2.40%	0.00%	9,500	8,200	19万	2.13%	0.00%	11,500	6,300	17万						99万	
令和4年度		6.85%	0.00%	27,000	23,400	65万	2.55%	0.00%	10,500	8,200	20万	2.23%	0.00%	12,000	6,300	17万						102万	
令和5年度		6.95%	0.00%	28,900	21,500	65万	2.67%	0.00%	11,000	7,700	22万	2.49%	0.00%	12,900	6,300	17万						104万	
令和6年度		7.05%	0.00%	29,800	21,500	65万	2.78%	0.00%	11,500	7,700	24万	2.60%	0.00%	13,300	6,300	17万						106万	
令和7年度		7.35%	0.00%	30,400	21,000	66万	3.02%	0.00%	11,900	7,700	26万	2.62%	0.00%	13,300	6,300	17万						109万	
令和8年度		7.46%	0.00%	31,300	21,100	67万	3.11%	0.00%	12,800	8,500	26万	2.74%	0.00%	13,700	6,800	17万	0.29%	1,300	100	900	3万	113万	
前年比較		0.11%	0.00%	900	100	1万	0.09%	0.00%	900	800	0万	0.12%	0.00%	400	500	0万	-	-	-	-	-	4万	

※令和8年度は改正（案）